

令和5年度 第3回 甲斐市水道審議会 会議録

- 1 **開会日時** 令和5年11月24日（金）午後2時
- 2 **開催場所** 甲斐市役所本館3階 大会議室
- 3 **出席者** (委員) 9人
・塩沢正行 ・茂木政勝 ・中村己喜雄 ・功刀千斗夫
・桂嶋恵美 ・田中陽子 ・金本陽子 ・花形保彦
・阿部智子

※齋藤一三委員は欠席

(日本水工設計株式会社) 3人
- 4 **事務局** ・梅原 剛 公営企業部長
・寺島 信 上下水道業務課長 ・中澤一昭 上下水道工務課長
・藤井亮一 上水道総務係長 ・深澤勇也 上水道施設係長
・大石仁美 上水道総務係主査
- 5 **会議次第** 1 開会
2 会長あいさつ
3 案件 (1) 水道料金の改定について
(2) 答申案1【料金改定の必要性について】
(3) 答申案2【料金改定の率について】
(4) 答申案3【料金改定の時期について】
4 その他
5 閉会
- 6 **発言要旨**
【第3回甲斐市水道審議会】
(司会：上下水道業務課長)

—午後2時 開会—

1 開会

【司会】 お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は齋藤委員さんから欠席の連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、事前にお配りしております次第に沿って進めさせていただきます。

2 会長あいさつ

【司会】 塩沢会長、よろしくお願いします。

【会長】 本日は、第3回目の水道審議会へのご出席ありがとうございます。本審議会もいよいよ後半にさしかかって参りました。前回の審議会と同様、委員の皆様からのご意見をいただき、活発な議論による会議運営を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。

3 案件

【司会】 続きまして、案件になります。

「甲斐市水道審議会条例」第5条第2項の規定により、「会議は会長が進行する」とされておりますので、塩沢会長に、座長をお願いいたします。

それでは、会長、会議の進行をお願いいたします。

(1) 水道料金の改定について

【議長】 事務局から説明をお願いします。

(事務局により審議会資料に沿って、案件を説明)

【議長】 説明が終わりました。質問のある方は 名前を言ってから発言してください。

【委員】 先ほどの説明で、25%の改定はやむを得ないという気持ちを持っております。9ページの表の一般住宅の世帯人数について、3人と4人とありますが、甲斐市ではどちらのほうが多いという認識でしょうか。

【事務局】 今回、参考という形で入れさせていただきましたが、甲斐市で平均的な世帯の人数を算出しますと、2.2人程度であるので、3人以下になります。よって市としては、3人のほうが近いのではないかとこの風に考えております。

【委員】 ありがとうございます。また、9ページの一般世帯3人の現行水道料金は、どのように算出しているのでしょうか。

【事務局】 こちらの表は2か月分の使用水量を示しております。月に25㎡の使用なので、2か月だと50㎡使用することになります。よって、基本料金の1,720円、メーター使用料の120円、そして21㎡以上40㎡使用した場合の超過料金2,580円(20㎡×129円)、41㎡以上50㎡使用した場合の超過料金1,510円(10㎡×151円)の合計が5,930円となります。

【委員】 ありがとうございます。最後に、改定案の決定についてですが、今後も大変だとは思いますが、経営について企業努力をしていただいて、現状を維持していただきながら、改定率を25%にすると

いう案に賛成です。

【委員】 改定率の25%という案は、もう決定されているのでしょうか。

【事務局】 事務局からの案ですので、決定ではありません。こちらの案をもとに、皆様に審議していただくということでございます。

【委員】 わかりました。改定率が25%を上回らないようによろしくお願いいたします。

【議長】 他に質問や意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】 質問ですが、現状では令和9年度に資金ショートするということですが資料8ページのオレンジ色のグラフで示されている支出の主なものは何ですか。

【事務局】 5ページをご覧ください。主な支出では、令和6年度以降、配水区域の効率化に伴う工事と、管路や水道施設の更新工事に伴うものが含まれております。

【委員】 老朽管の工事なども含まれており、それがこれからも続いていくわけですね。

【事務局】 その通りです。

【委員】 また、資料には令和14年度までのシミュレーションが記載されていますが、ここには、今後の甲斐市の世帯及び人口増減の予測も含まれているのですか。

【事務局】 含まれております。

【委員】 ありがとうございます。改定率については、基本的に25%でよいと考えております。

【議長】 他に質問や意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】 シミュレーションによると、改定率25%だと令和14年度に資金ショートするという試算になっています。経営の改善を図りながら水道事業を運営するのは大変良いことであると思いますが、たった5%の改定案の差であれば、30%に改定して令和14年度の資金ショートを乗り切れるようにすればよいのではないかと考えます。市民からすると、たびたび料金が改定されることをよく思わないという意見です。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。当初、事務局では30%の改定率で委員の皆様にご審議いただきましたが、今般の経済状況等を踏まえて25%の改定案をご提示しました。

【委員】 資料のシミュレーションは、すべて税抜きで示されていますよね。そうすると、実際にはここで示されている数字に消費税10%がかかってくると考えると、高いなと感じてしまう市民の方はいると思います。私は、25%の改定率が妥当であると考えます。

【事務局】 資料作成にあたり、比較がしやすいように税抜き価格であらわしておりますが、実際請求させていただくときには資料で示されているもののほかにメーターの使用料と消費税が加算されます。

【委員】 資料および事務局の説明を聞いて、25%の改定が限度であると考えます。市民の方に理解していただける改定率は25%ではないかと思えます。現在は、「値上げ」という言葉に過敏に反応してしまう経済状況なので、25%の改定でなんとかできるのであれば、それが良いと思えます。今後、また水道事業の資金状況や社会情勢等を踏まえて、水道料金の見直しは必要になってくると思えます。

【議長】 他に質問や意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】 10ページ、11ページに北杜市の水道料金があって、最も安価なのですが、同市は面積も広域で多数の水道施設をもっていたり、管路延長も長いと思うのですが、甲斐市と北杜市でこれだけ料金に差がある理由がわかれば教えていただきたいです。

【事務局】 他市の状況については、推測でしかお答えができません。料金を改定しなくても、一般会計

からお金をもらったり、起債をすれば改定率を抑えることができますが、そうすると将来の世代が借金を負担しなければなりません。甲斐市では、借金をせずに安定的な水道事業を運営していくための検討をしました。

【委員】 ありがとうございます。最近の報道では、将来的に水道料金が現在より10倍も値上がりするのではないかと聞いてきました。甲斐市では25%の改定で何とかするという試算なので少し安心しています。

【議長】 ありがとうございます。他に何かございますか。ご意見が無いようなので、続いての案件に移ります。

(2) 答申案1【料金改定の必要性について】

【議長】 案件2 料金改定の必要性についてですが、これまでご審議いただいたことを答申として形にしなければなりません。その点について、事務局から説明をお願いします。

(事務局により審議会資料に沿って、案件を説明)

【議長】 説明が終わりました。質問のある方は 名前を言ってから発言してください。

【委員】 4行目の「必要な更新工事等を実施し」とありますが、「老朽化管路等」など、もう少し具体的に記載したほうが良いと思います。

【事務局】 そのような文言に修正が可能か、事務局で検討いたします。

【議長】 その他にご意見はありますか。

(意見なし)

【議長】 ご意見が無いようなので、料金改定の必要性については、答申案に少し修正を加えるということで、事務局はよろしく願いいたします。

(3) 答申案2【料金改定の率について】

【議長】 事務局から説明をお願いします。

(事務局により審議会資料に沿って、案件を説明)

【議長】 説明が終わりました。質問のある方は 名前を言ってから発言してください。

(意見なし)

【議長】 ご意見が無いようなので、料金改定の率については、答申案のとおりとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(4) 答申案3【料金改定の時期について】

【議長】 事務局から説明をお願いします。

(事務局により審議会資料に沿って、案件を説明)

【議長】 説明が終わりました。質問のある方は 名前を言ってから発言してください。

【委員】 令和7年度中に料金改定とありますが、これだと令和7年度末の改定という解釈もできてしまう。併せて、周知期間についても、ある程度の期間の目安をつけたほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】 現段階では、料金改定は令和7年の4月1日(6月検針分)から実施する予定です。このため、令和6年度中に条例改正のため議会に審議をいただきますが、審議期間の日程により前後することがあるかもしれません。これに伴い、市民の方への周知期間が前後してしまう可能性があるため「令和7年度中」といたしました。

【議長】 その他にご意見はありますか。

(意見なし)

【議長】 ご意見が無いようなので、料金改定の時期については、答申案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【議長】 それでは、議事を終了し、進行を事務局へお返しします。

4 その他

【司会】 次に、その他であります。事務局からお知らせがございます。

【事務局】 事務局からご説明させていただきます。12月21日(木)に第4回目の審議会の開催を予定しております。次回が、今回の料金改定に関して皆様にご審議頂く最後の審議会とする予定です。主に最終の答申(案)についてご確認頂く予定となっております。会場の都合上、北部公民館4階のホールに変更させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 その他、委員の皆様から何かございますか。よろしければ、本日はこれにて終了とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

午後2時45分終了